

第20回合志市地域公共交通協議会 次第

平成24年2月15日（水）午後2時～
合志市総合センター「ヴィーブル」2階研修室

1. 開会

2. 会長あいさつ

（今回配付の会議資料の確認）

- ・席次表（当日配付）
- ・出席者名簿（当日配付）
- ・資料（事前配付済）
- ・おでかけサポーター養成講座資料（当日配付）

3. 議題

（1）報告事項

- 1）合志市おでかけサポーター養成事業について・・・P1～5
- 2）レターバス車内有料広告の募集について・・・P6～8
- 3）イベント乗り合いタクシー実証実験の実施について（追加資料）

（2）協議事項

- 1）地域公共交通活性化・再生総合事業に係る事後評価について
・・・P9～12
- 2）平成24年度翔陽高校線運行事業計画案について・・・P13～16
- 3）平成24年度乗り合いタクシー合生・上生線の運行内容変更、および合生・上生地区における乗り合いタクシー区域運行（泗水方面）について
・・・P17～19
- 4）平成24年度事業計画案および予算案について・・・P20～22
- 5）循環バス須屋線におけるバス停の増設について・・・P23

4. 連絡事項

次回協議会日程（予定）平成24年4月24日（火）午前10時

＊委嘱状交付式

主な議題（予定）

1. 平成24年度事業計画および予算について
2. 平成24年7月改定に係るコミュニティバスおよび乗り合いタクシーの運行ルート、運行ダイヤについて

5. 閉会

合志市おでかけサポーター養成事業について

1. 目 的

合志市自治基本条例に定める「参画と協働によるまちづくり」を進めるため、市民や地域公共交通利用者を対象に、外出時の円滑な移動や地域公共交通に関する情報提供などの支援を行なう「おでかけサポーター」を養成し、地域公共交通の利用促進を図る。

2. 実施日：平成24年2月20日（月）午前10時30分～午後2時（予定）

3. 内 容：

項 目	時 間
合志市の公共交通の現状について （バス・電車・高速バス）	約90分
合志市地域公共交通計画について （策定までの経緯と実証実験結果）	
今後の合志市における公共交通について （市の方針等）	
演習問題 （乗り継ぎなど実際の利用に関する事項）	
レターバス乗車（合志庁舎～ユーパレス弁天） （沿線施設案内知識習得）	約60分

4. 申込者数 7名（平成24年2月8日現在）

5. 資 料 当日配付資料参照

6. 活動内容

- ・地域で行なわれる老人会などの会合時における地域公共交通のPR
- ・外出時交通手段のアドバイス（乗り継ぎなど）
- ・コミュニティバス添乗によるおでかけガイド（沿線施設情報提供など）
- ・ガイドマップ作成監修

* 上記活動に対する支援のほか、地域公共交通に関する情報の提供などを定期的に市が行なう。

合志市おでかけサポーター養成事業実施要綱

平成23年12月20日告示第45号

（目的）

第1条 この要綱は、市民や地域公共交通利用者に対し、外出時の円滑な移動や地域公共交通に関する情報提供などの支援を行うおでかけサポーター（以下「サポーター」という。）を養成することにより、地域公共交通の利用促進や市が実施する地域公共交通事業の啓発を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 この事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) おでかけサポーター養成講座（以下「養成講座」という。）の実施
市における地域公共交通のあらましや現状に関する一定の知識を持ち、市民に対し移動に関する助言や情報提供を行うサポーターを養成する。
- (2) サポーターの活動に対する支援
養成講座を修了した者（以下「修了者」という。）に対して次に掲げる支援を継続的に実施する。
 - ア 地域公共交通に関する情報の提供
 - イ 啓発活動時に必要な物品等の提供
 - ウ サポーター間の連携支援

（養成講座の実施）

第3条 養成講座の実施にあたっては、合志市おでかけサポーター養成講座実施要領によるものとする。

（認定期間）

第4条 サポーター認定期間は、サポーターとして認定された日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

（認定の抹消）

第5条 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (2) サポーターから取り消しの申し出があったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が不適格と認めたとき。

(人材(財)バンクへの登録)

第6条 修了者は、合志市人材(財)バンクに登録するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 サポーターの個人情報については、合志市個人情報保護条例(平成18年条例第9号)を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮しなければならない。前条の規定により、抹消された個人の情報についても同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

合志市おでかけサポーター養成講座実施要領

平成23年12月20日訓令第22号

（目的）

第1条 この要領は、合志市おでかけサポーター養成事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条で定める養成講座の実施に関し、必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 受講対象者は、要綱第1条に定める事業目的に賛同する者とする。

（講座日程等）

第3条 講座実施日や受講申請に関する日程については、広報紙やホームページにおいて広く周知するものとする。

2 受講課程は別表のとおりとする。

（受講申請）

第4条 受講希望者は、受講申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

（修了規定）

第5条 別表に定める受講課程を修了したものを修了者とする。

2 修了者には合志市おでかけサポーター認定証（様式第2号）を発行し、修了者に関する事項を記載した登録簿（様式第3号）を作成するものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表

項 目	時 間
合志市の公共交通の現状について （バス・電車・高速バス）	約90分
合志市地域公共交通計画について （策定までの経緯と実証実験結果）	
今後の合志市における公共交通について （市の方針等）	
演習問題 （乗り継ぎなど実際の利用に関する事項）	
レターバス乗車（合志庁舎～ユーパレス弁天） （沿線施設案内知識習得）	約60分

レターバス車内有料広告の募集について

1. 目 的

コミュニティバス運賃収入のほかに、運行経費を賄う新たな財源を確保し、継続した運行を行なうため

2. 募集期間

平成24年2月2日（木）から3月2日（金）まで

3. 掲載箇所および広告料など

1. 有料広告スペース

掲載位置			箇所数	規格 (縦×横、mm)	広告料 (税込月額)
車内広告	1	車内額面 (窓上カーブーフ部分)	6	B3横 (364×515)	月 3,600円/箇所
	2	Hポール (運転席裏・下段部分)	1	B3横 (364×515)	月 5,100円/箇所

2. 無料広告スペース

掲載位置			箇所数	規格 (縦×横、mm)	広告料 (税込月額)
車内広告	1	左側面LED行き先 表示盤裏	1	B3横 (364×515)	無料

1. 上記掲載箇所数はレターバス1台分

2. 合志市が所有するレターバスの台数は2台

*掲載期間は1ヵ月単位とする。

4. 掲載期間

平成24年4月初旬から平成25年3月31日まで

5. 審 査

合志市コミュニティバス広告掲載取扱要領、合志市広告掲載要綱および合志市広告掲載基準に基づき審査

合志市コミュニティバス広告掲載取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、合志市広告掲載要綱（平成19年5月1日告示第277号）第4条の規定により、合志市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載位置及び規格等）

第2条 広告の掲載位置及び規格等は、別表のとおりとする。

（広告の掲載期間）

第3条 広告の掲載期間は、原則として1月単位とする。ただし複数月の広告掲載の申し込みがあった場合は、この限りでない。

（広告の掲載等）

第4条 広告掲載物の作製に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（1）広告掲載物の内側の四隅のいずれかに「有料広告」と表示すること。

（2）広告に対する責任の所在を明確にするため、広告内容には、広告主の名称、所在及び問い合わせ先の電話番号等を必ず掲載すること。

（3）広告内容に申し込み等の期日の定めがある場合にあっては、原則として当該期日は、掲載開始月の翌月の10日以降とすること。

2 別表に定める無料広告スペースについては、市又は地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき市が指定した指定管理者（以下「指定管理者」という。）が、広告を掲載することができるものとする。

3 市又は指定管理者は、別表有料広告スペースに空きがある場合、広告を掲載することができる。

4 前項による広告掲載期間において、当該有料広告スペースにおける広告掲載が決定した場合は、速やかに掲載広告を撤去するものとする。

（広告料）

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）が市に納付する広告料は別表のとおりとする。

2 前条第3項による広告を掲載する場合の広告料は、無料とする。

（広告掲載順位）

第6条 広告掲載順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人又はこれに類するものの広告
 - (2) 市内に事業所等を有するものの広告
 - (3) 前第2号に該当しないものの広告
- 2 同一順位の場合は、掲載期間の長いものを優先する。
 - 3 前各項により決めがたい場合には、合志市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）において決定する。

(広告掲載物の掲示、維持管理等)

第7条 コミュニティバス運行事業者は、広告掲載物を掲示するほか、広告掲載物の美観を保持するため、常にその維持管理に努めなければならない。

2 市は、広告掲載物の破損、汚損、滅失、盗難等により生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、合志市コミュニティバス広告掲載に必要な事項は、審査委員会において定める。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

1. 有料広告スペース

掲載位置			箇所数	規格 (縦×横、mm)	広告料 (税込月額)
車内広告	1	車内額面 (窓上カーブブルーフ部分)	6	B3 横 (364×515)	月 3,600円/箇所
	2	Hポール (運転席裏・下段部分)	1	B3 横 (364×515)	月 5,100円/箇所

2. 無料広告スペース

掲載位置			箇所数	規格 (縦×横、mm)	広告料 (税込月額)
車内広告	1	左側面LED行き先 表示盤裏	1	B3横 (364×515)	無料

1. 上記掲載箇所数はレターバス 1 台分
2. 合志市が所有するレターバスの台数は 2 台

計画事業に係る事後評価記載様式（最終年度）

Ⅰ 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備した。

2年目に行なったコミュニティバス・乗り合いタクシー実証実験結果を踏まえ、**運行便数の整理**や**より効率的な手法による運行を行った。**

レターバス路線においては、乗降調査に基づく運行便数の削減を行ったが、利用者からの要望が多かった地区へのバス停新設など利便性向上を図った結果、利用者数はほぼ変わらず、1便当たり利用者数が増加し、事業収支が改善した。

循環バス5路線においては、利用者数が少ない3路線を、乗り合いタクシーによる定時定路線に切り替え、経費削減を図ったが、一部路線においては利用者数が増加した。

Ⅱ 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業として、**①コミュニティバスの実証運行、②乗り合いタクシーの実証運行**を実施した。

また公共交通利用促進に資する事業としては、**③コミュニティバス・乗り合いタクシー時刻表印刷業務、④利用促進総合支援業務委託**を実施し、**⑤周知啓発や利用促進を目的とした「おでかけサポーター」養成講座を実施する予定**である。

①レターバス：左右回り各8便/日で運行していたが、平成23年7月1日から各6便/日（土日祝日は各5便/日）で運行したことにより、**運行経費を約32.3%削減するとともに、利用者数が減少しなかったため、1便当たり利用者数も約7人だったものが、約12人と改善した。**

循環バス：5路線のうち、利用者数が少なくタクシー車両（ジャンボ、セダン）で対応できる3路線を、平成23年8月1日から乗り合いタクシー定時定路線運行に切り替えた。

②バス運行経費よりも安価な経費での運行や、**タクシー車両特性を活かした車道が狭い地域での運行と乗降時のドライバーによるドアの開閉サービスなどにより、経費削減（約7%）やバス車両からのスムーズな移行による利用者増加（約28%）を図ることができた。**

③平成23年7月1日レターバスダイヤ改定と8月1日循環バス・乗り合いタクシー運行ルートおよびダイヤ改定に伴い、市内全世帯にガイドマップを配付した。

④熊本大学との連携により、学術研究受託契約を締結し、レターバス運行前後におけるレターバス利用者の行動範囲や外出頻度の変化を調査を実施した。この調結果を基に、市民の「満足度」を事業成果指標として設定できないか今後検討を行う。

⑤本市自治基本条例に基づく市民との協働によるまちづくりの一環として、地域公共交通事業の周知や利用促進策の検討を行う「おでかけサポーター」を養成することで、**地区集会でのマンツーマンによる周知活動のほか、ガイドマップ作成など主体的な活動ができる人材を育成する。**

Ⅲ 具体的成果

① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。 その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

今年度の各事業の成果指標目標値として、1便当たり利用者数をレターバス12.1人、循環バス7.5人、乗り合いタクシーは総利用者数を2,100人と設定した。

実績値は、レターバス（7月改定以降）12.6人、循環バス（8月改定以降）6.5人となった。
レターバスにおいては、利用者が少ない早朝便（第1便）と夕方便（第8便）を廃止し、かつ、改定後の第1便も土日祝日は運休するするとともに、設置要望が多かった地区へのバス停設置など利便性向上を図ったため利用者数も改定前とほぼ変わらなかったため、**目標値を上回るものとなった。**

循環バスは人口集中地区を運行する須屋線での利用者増を見込んだが、昨年度実績値と変わらない推移となっている。原因としては、市道改良工事（平成23年9月から平成24年3月まで全面通行止め）による迂回運行のため、**利用者があまり増えなかったものと思われる。**

また、当初乗り合いタクシーは、循環バス3路線をデマンド型区域運行に移行する予定であったため、総利用者数を指標とした。設定根拠としては、昨年度実施したデマンド型区域運行において、電話予約が煩雑だ、という理由でほとんど利用が無かったため、スムーズな移行を目標として平成22年度路線バス3路線利用実績値2,100人を設定した。しかし、当初予定を変更し、定時定路線による運行を行ったため、**目標値の評価はできない。**（路線運行の平成23年8月から12月までの実績値は、すでに2,223人となっている）

② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

コミュニティバス（レターバス）については、目標達成のための評価事項として定める「生活圏に対応した生活支援交通」となるよう、目的地やバス停を商業施設や医療機関、公共施設に設定している。また、市外にあるJR駅への結節運行も行っていることから、**適切な事業であると判断される。**

また、**毎日運行するレターバスが通らない地域住民の移動手段として、循環バスや乗り合いタクシーを運行しているため、適切な事業であるとの判断される。**

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

Ⅳ 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

レターバスにおいては、1周33.4km、約1時間30分を要し、利用者が少ない区間があるため、より効率的な運行ルートを検討する必要がある。

循環バスや乗り合いタクシーについては、レターバス運行区域見直しを実施した場合、レターバスがカバーしない新たな地区が発生すると思われるため、現在運行している路線も含め、抜本的に見直しを行わなければならない。

また、上記運行に係る財源確保が大きな問題である。

2 事業の実施環境

① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成24年度事業の財源としては、地域公共交通確保維持改善事業により国費を見込み、あわせて合志市の財政支出によることとし、平成24年3月市議会において平成24年度当初予算案に計上される予定である。

平成25年度以降については、厳しい市財政状況からまったく不透明であるため、平成24年度は協議会に作業部会を設置し、運行ルートや運賃の見直しについて議論し、平成25年度改定を目標に協議を進める。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

今年度において、Ⅱ-①-⑤で記載している「おでかけサポーター」を養成する。

また、平成24年4月からレターバス車内に有料広告スペースを設け、運賃以外の収入を確保し、安定した継続運行を資する予定である。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される 体制となっていたか。

第1回協議会において、協議会の目的・役割として、「合志市における市民生活に応じた市内の公共交通のあり方や方向性について、利用者（市民）・交通事業者・関係機関・行政が一体となって検討及び協議し、長期的な生活交通の利便性向上と地域公共交通の活性化を目的とした計画づくりと事業の推進及び実施を目的とする」ことが確認され、連携計画には「本計画に記載された実証実験等の各種事業については、PDCAのマネジメントサイクルの中で進行管理し、マネジメントサイクルの各段階における検討結果は、合志市地域公共交通協議会に諮り、関係する各機関や地域と一体となった事業の展開を進めることとする」としている。

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。）。

協議会においては、市民・利用者の代表として区長連絡協議会、老人クラブ連合会、身体障がい者福祉協議会、PTA連絡協議会からの推薦者に委員を委嘱し、事業に対する意見を述べる仕組みになっており、平成22年度においては、**より住民の意見が反映されるよう市民・利用者代表委員を3名増員し、ルート選定などの作業部会を2回実施した。**

また、『市政への提案箱』や『広報紙、総合案内へ寄せられた意見』、口頭や電話による要望を受け付けた『要望等受付簿』の整備により、住民の意見や要望を随時把握し、協議会に報告することにより市民の意見として計画に反映するようにしている。

③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。

第1回協議会で協議会の目的及び要綱・規約が確認され、本市の公共交通にかかる現状と課題について共通認識した上で、以降の協議会においては前年度調査の市民アンケートや市長ふれあいミーティングの結果などを報告し、連携計画の方針について審議した。その後、実験内容の承認、事業計画の確認、計画事業の進行管理について適宜協議会を開催した。

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。

協議会設置要綱第4条に協議会の公開を規定しており、第1回協議会においても、本協議会は公開し、会議の傍聴をはじめ、会議録、委員名簿などの会議資料も情報開示となることが承認され、当該規定に則って、会議資料・会議録を開示している。

また、初年度事後評価に係る二次評価を受け、ホームページにおいても、協議会開催・傍聴のお知らせ、会議録の公表を行なっている。

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

市議会や地域住民からもコミュニティバス・乗り合いタクシー事業など公共交通施策の実施については一定の理解を得ており、さらなる事業の充実や利用促進策の推進を求められている。

また、現在実施しているコミュニティバス・乗り合いタクシー事業の中間評価、および次年度のバス・タクシー事業計画概要案を平成24年2月15日開催の第20回協議会において審議・検討し、合意形成を図る。事業計画の詳細については、第20回協議会の結果を踏まえた検討を行ない、平成24年4月下旬に予定している第21回協議会において、最終的な合意形成を図る。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

平成24年度翔陽高校線運行事業計画案について

1. 平成23年10月に行ったアンケート結果

○市内中学校区からの通学者数、バス利用者数、利用率

	合志中校区	西合志中校区	西合志南中校区	市内中学校
通学者数	58人	12人	50人	120人
バス利用者数	16人	5人	8人	29人
バス利用率	27.6%	41.7%	16.0%	24.2%

○利用頻度（週5日利用：51.7%、週1～2日利用：37.9%）

	合志中校区	西合志中校区	西合志南中校区	市内中学校
週5日以上	10人	3人	2人	15人
週3～4日	1人			1人
週1～2日	5人	2人	4人	11人
雨の日など			2人	2人

○下校便利用状況

	合志中校区	西合志中校区	西合志南中校区	市内中学校
16:20発	12人	4人	5人	21人
夏: 19:50 冬: 19:20			2人	2人
両便利用	3人	1人		4人
記入なし	1人		1人	2人

○要望事項

（利用者）

- ・増便要望については、登校便、下校便の指定はなし
- ・安全運転
- ・登校便始発時刻繰り上げ

（利用しない生徒からの要望）

- ・御代志駅経由など運行ルートの変更（西合志中学校区）

2. アンケート結果に基づく事業内容の変更

- ・利用者が少ない下校第 2 便の廃止
- ・西合志南中学校、西合志中学校区からの通学者の利便性を考慮した路線延伸（新須屋バス停始終点を御代志駅バス停に変更）

3. 利用者数見込み

（延伸地域からの新規利用者見込み）

年間 210 日、420 便（登校便 210 便＋下校便 210 便）

登校便：5 人が週 2 日利用

下校便：そのうち 3 人が週 2 日利用

利用者の地域配分：

バス停名	登校便	下校便
御代志駅	1 人	1 人
ポリテク前	1 人	1 人
上須屋	3 人	1 人

上記設定により、のべ新規利用者数を **672 人** と見込む。・・・①

（既存路線における利用者数見込み）

* 平成 22 年度実績　：5,231 人

* 平成 23 年度見込み：5,700 人

平成 23 年度実績見込みと同じ、**5,700 人** とする。・・・②

年間利用者数は、①＋② **6,372 人** と見込む。

4. 変更により見込まれる効果

下校第 2 便廃止により経費削減や、運行ルート延伸による新規利用者および運賃収入の増加が見込まれる。

また、登校便到着時間を早めることにより、渋滞などによる遅延運行を原因とする遅刻を防止する。

（利用者数）平成 23 年度利用者数見込み比　672 人増（11.8%増）

（運行経費）1 日 3 便体制と比較し、約 45 万円減（15.2%減）

（運賃収入）新規利用者が既存区間を利用することによる約 32 万円増（24.9%増）

御代志駅から翔陽高校までの
(距 離) 約 21.5 km
(所要時分) 登校便 52 分
下校便 54 分



二停車バス停

(翔陽高校)
登校便到着時刻
8:07
下校便出発時間
16:20

平成24年度 翔陽高校線時刻表(案)

往路			復路		
1	御代志	7:15	1	翔陽高校	16:20
2	再春荘前	7:16	2	福原	16:35
3	熊本高専前	7:17	3	竹迫横町	16:36
4	黒石ポリテクセンター前	7:18	4	竹迫中町	16:37
5	黒石下	7:19	5	竹迫下町	16:38
6	南小学校前	7:20	6	合志中学校前	16:39
7	上須屋	7:22	7	合志市役所前	16:40
8	菊南温泉前	7:23	8	日本たばこ前	16:41
9	須屋西	7:24	9	群	16:44
10	新須屋駅	7:25	10	合志南小前	16:45
11	杉下	7:26	11	泉ヶ丘団地	16:46
12	鈴ヶ原	7:26	12	泉ヶ丘中央	16:47
13	中島	7:27	13	すずかけ台	16:48
14	新地団地	7:28	14	すずかけ台中央通り	16:48
15	西花立	7:30	15	すずかけ台入口	16:49
16	花立	7:31	16	武蔵野台入口	16:50
17	平和会館前	7:32	17	武蔵ヶ丘北口	16:51
18	尚綱大学前	7:33	18	八久保	16:51
19	八久保	7:34	19	尚綱大学前	16:52
20	武蔵ヶ丘北口	7:35	20	平和会館前	16:52
21	武蔵野台入口	7:36	21	花立	16:53
22	すずかけ台入口	7:37	22	西花立	16:54
23	すずかけ台中央通り	7:38	23	新地団地	16:55
24	すずかけ台	7:39	24	中島	16:56
25	泉ヶ丘中央	7:40	25	鈴ヶ原	16:57
26	泉ヶ丘団地	7:41	26	杉下	16:58
27	合志南小前	7:42	27	北バイパス新地 ※復路のみ	16:59
28	群	7:43	28	新須屋駅	17:00
29	日本たばこ前	7:46	29	須屋西	17:02
30	合志市役所前	7:47	30	菊南温泉前	17:03
31	合志中学校前	7:48	31	上須屋	17:04
32	竹迫下町	7:49	32	南小学校前	17:06
33	竹迫中町	7:50	33	黒石下	17:08
34	竹迫横町	7:51	34	黒石ポリテクセンター前	17:10
35	福原	7:52	35	熊本高専前	17:11
36	翔陽高校	8:07	36	再春荘前	17:12
			37	御代志	17:14

協議事項3

平成24年度乗り合いタクシー合生・上生線の運行内容変更、および合生・上生地区における乗り合いタクシー区域運行（泗水方面）について

1. 合生・上生線の便別利用状況（平成23年8月～平成23年12月）

	第1便 野々島→ 泗水	第2便 泗水→ 憩の家など	第3便 憩の家など →泗水	第4便 泗水→ 憩の家など	第5便 憩の家など →泗水
8月	4人	34人	20人	4人	48人
9月	8人	32人	17人	4人	41人
10月	3人	32人	20人	1人	36人
11月	7人	24人	34人	4人	31人
12月	3人	25人	25人	2人	18人
合計	25人	147人	116人	15人	174人

○1便当たり利用者数は第1便が0.37人、第4便は0.22人となった。

2. 第1便および第4便の乗降調査結果

第1便	二塚	本村毘沙門口	北	城公民館前	上生区記念碑前	黒松公民館前	立割	生坪北	生坪	弘生	江良公民館前	高木	高江	泗水	孔子公園
8月	乗車				3	1									
	降車													4	
9月	乗車				3	4			1						
	降車													8	
10月	乗車					3									
	降車													3	
11月	乗車				4	3									
	降車													3	4
12月	乗車				2				1						
	降車													2	1
合計	乗車				12	11			2						
	降車													20	5

○上生区、黒松区から泗水地区への通院や買い物利用が多い。

○他地区からの利用はない。

第4便		孔子公園	泗水	高江	高木	江良公民館前	弘生	生坪	生坪北	立割	黒松公民館前	上生区記念碑前	城公民館前	北	本村毘沙門口	二塚	ユーパレス弁天
8月	乗車	2														2	
	降車											2					2
9月	乗車	3	1														
	降車											3					1
10月	乗車													1			
	降車																1
11月	乗車	3												1			
	降車											3					1
12月	乗車	2															
	降車											2					
合計	乗車	10	1											2		2	
	降車											10					5

○第1 便利用者の帰宅便であるが、第1 便利用者数 25 人に対し、第2 便は 15 人となっている。

○第1 便黒松区から乗車した利用者は第4 便をまったく利用していない。利用者聞き取り調査を行なったところ、第4 便（11：45 泗水地区出発）の出発時刻が早すぎるとのことであった。

3. 第1 便および第4 便の対応

1 便当たり利用者数が 1 人を下回り、効率性の観点から問題があるため、第1 便と4 便の路線運行は廃止し、新たに予約制乗り合いタクシー（区域運行）を計画する。

また、上記変更に伴う各便の目的の整理や乗降調査結果から、路線運行 3・5 便の終点を、高江バス停に変更する。

4. 予約制乗り合いタクシー（区域運行）計画案

（運行区域）

- ・上生区、城区、黒松区、立割区、生坪区、弘生区、江良区、高木区、桑木鶴団地区

（運行時間）

- ・泗水地区の病院は午前 8 時 30 分診療開始が多いため、午前 8 時に上生・合生地区から泗水地区へ運行する。なお、午前中に泗水地区へ向かう便は、循環バス第 3 便が午前 11 時 30 分に運行するため、この 1 便のみとする。
- ・帰りの便は、循環バスの第 2 便（午前 9 時 35 分泗水発）があるため、午

前 10 時 30 分と午前 12 時 30 分に洒水地区から上生・合生地区へ運行する。

(運賃)
1 乗車 1 人 200 円

(目的地)
養生市場、岸病院、鶴丸市場、中山歯科医院、清原医院、郷胃腸科内科クリニック

(運行日)
火・木・土曜日

(予約方法)
電話予約とし、当日の午前 7 時までとする。

5. 変更日
平成 24 年 4 月 3 日 (火)

6. 周知方法
乗り合いタクシー乗務員による利用者への周知を行ない、スムーズな移行を図る。

7. 各便の目的
①・・・午前 8 時 30 分頃に通院・買い物 ②・・・午前 10 時頃に温泉・買い物 ③・・・午前 10 時 30 分頃に①便の帰り ④・・・②便利用者の帰り、黒石地区住民の温泉利用 ⑤・・・午前 12 時 30 分頃に①便の帰り ⑥・・・②便利用者の帰り

乗り合いタクシー合生・上生線(変更後)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
	孔子公園	洒水	高江	高木	江良公民館前	弘生	生坪	生坪北	立割	黒松公民館前	上生区記念碑前	城公民館前	北	本村毘沙門口	二窪	ユーパレス井天	木曽野公民館前	ユトリック団地	老人憩の家	松の本	ハローデイ・ナフコ	黒石商店街	黒石下	黒石ホリデックセンター前	熊本高専前	再春荘病院	
① 区域運行	【通院】午前 8 時～8 時 15 分に利用者迎え、午前 8 時 30 分までに目的地に到着																										
② 路線運行	9:35	9:36	9:36	9:37	9:39	9:40	9:41	9:42	9:45	9:47	9:50	9:51	9:53	9:53	9:54	9:55	9:56	9:57	9:59	10:00	10:02	10:03	10:04	10:05	10:06	10:06	
③ 区域運行	午前 10 時 30 分に洒水地区を出発、各戸へ																										
④ 路線運行				11:32	11:31	11:29	11:28	11:27	11:26	11:23	11:21	11:18	11:17	11:15	11:15	11:14	11:13	11:12	11:11	11:09	11:08	11:06	11:05	11:04	11:03	11:02	11:00
⑤ 区域運行	午前 12 時 30 分に洒水地区を出発、各戸へ																										
⑥ 路線運行				15:37	15:36	15:34	15:33	15:32	15:31	15:29	15:28	15:28	15:27	15:25	15:25	15:24	15:23	15:22	15:21	15:19	15:18	15:16	15:15	15:14	15:13	15:12	15:10

平成24年度事業計画および予算案

(歳入)

項目	名称	金額
国庫補助金	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	4,000,000 円
県補助金	生活交通維持活性化総合交付金	1,400,000 円
諸収入	コミュニティバス広告収入	86,000 円

(歳出)

No	平成24年度 実施事業名		事業計画内容	事業実施に係る所 要見込額
1	協議会運営事業		委嘱期間満了による委員改選と、協議会4回、作業部会4回の開催を予定（別紙参照）	673,000 円
2	地域公共交通 計画実施事業	コミュニティバス	【レターバス】 現行ルートにより左右各6便で運行。変更日は7月1日を予定 【循環バス】 現行ルート・現行ダイヤで継続運行 須屋線については、運行曜日を火・木・土曜日に7月1日に変更する。	36,444,000 円 (経費 40,644,000 円 ー運賃収入 4,200,000 円)
		乗り合いタクシー	【路線運行】 現行3ルート・現行ダイヤで継続運行 【区域運行】 現在の野々島・上生地区を対象に継続運行。新たに利用者が極端に少ない合生・上生線第1・4便をデマンド型に移行する。 変更日は4月3日を予定	8,580,000 円 (経費 9,120,000 円ー運賃収入 540,000 円) 240,000 円 (経費 288,000 円ー運賃収入 48,000 円)
3	P&R 駐車場管理運営事業		平成24年1月15日現在31台の契約であるが、さらに契約台数が増えるよう熊本都市圏協議会等	—

		と連携した周知（冊子配布など）を実施する。 また、適切な管理運営や啓発活動の実施について熊本電鉄と連携を図る。	
4	JR 光の森駅駐輪場維持管理負担金支出事業	菊陽町による適切な維持管理が実施されるよう施設の巡視や利用状況調査を実施する。	438,000 円
5	翔陽高校線運行委託事業	生徒・保護者アンケート調査結果に基づき、下校第 2 便を廃止するとともに、始発地を御代志駅まで延伸することにより、通学生徒が多い西合志南中学校区内からの利用者を取り込む。	1,118,000 円 (経費 2,706,000 円－ 運賃収入 1,588,000 円)
6	湯ったり乗ったり弁天カード（定期券）発行及び入浴料補助事業	平成 23 年 12 月末日現在、23 人が定期券を購入しそのほとんどが温泉を利用している。 その中でも温泉利用のみに使用している利用者にレターバス等公共交通を利用するよう働きかける。 (250 人×300 円×12 月)	900,000 円
7	啓発・利用促進活動	・主に高齢者団体（老人クラブ、いきいきサロンなど）を対象に体験乗車を実施することにより、バスやタクシーへの抵抗感を取り除き、新規利用者の獲得を図る。 ・地域公共交通全般の利用方法や知識を習得してもらい、地域のお年寄りなどに直接教えていただく「おでかけサポーター」育成を、市民に限らず広く募集し実施する ・「合志うまかもん店」との連携による利用促進など商工振興課や地域ブランド推進協議会と連携した取り組みを行う。（観光分野などへも効果が波及するような取り組み）	25,000 円

(別紙)

◎第20回協議会 *委嘱状交付式

日時：平成24年4月24日(火)

議題：平成23年度各事業実績および平成24年度各実施事業予算について

○作業部会

日時：平成24年6月

議題：運行ルート・運賃改定の検討について

○作業部会

日時：平成24年7月

議題：運行ルート・運賃改定の検討について

○作業部会

日時：平成24年8月

議題：運行ルート・運賃改定の検討について

◎第21回協議会

日時：平成24年9月

議題：1. 平成24年度コミュニティバス・乗り合いタクシー事業の経過報告
2. 作業部会で実施した運行ルート・運賃改定の検討結果について

○作業部会

日時：平成24年10月

議題：平成25年度事業計画・予算案の検討について

◎第22回協議会

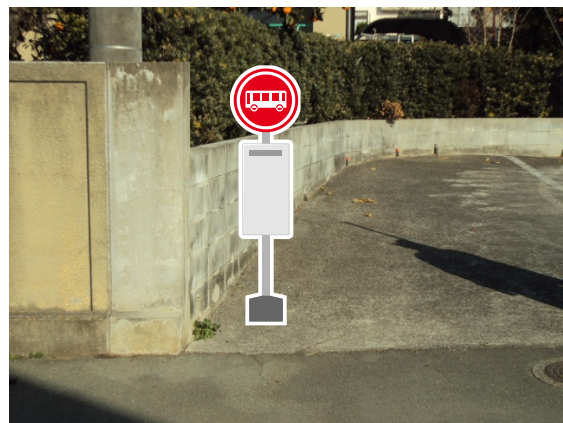
日時：平成24年11月

議題：1. 平成24年度コミュニティバス・乗り合いタクシー事業の経過報告
2. 作業部会で実施した平成25年度事業計画・予算案の検討について

◎第23回協議会

日時：平成25年2月

議題：1. 平成24年度コミュニティバス・乗り合いタクシー事業の経過報告
2. 平成25年度事業計画・予算案の決定について



1/31 南陽区長ほか区役員立会い

(要望内容)

現在の陣の平バス停は、櫛山納骨堂周辺住民には不便であるので、付近にぜひ設置して欲しい。

(対応)

1/19 に熊本電鉄黒木氏、担当坂井で現地打ち合わせ。カーブ箇所を避ければ、運行上安全に乗降できること確認。

1/31 に区長を交えて現地確認を行なう。停留所設置地先住民の承諾済みであるとのことで、道路管理者、警察署の許可を得ることができれば設置できることを伝える。

なお、バス停名については「南陽」とすることで区長の承諾済み。